

事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施について

1. 取組の経緯

児童の登下校時における見守り活動の現状としては、PTA等のボランティアによる見守り活動のほか、シルバー人材センターの地域貢献活動としての「小学校低学年児童下校時通学路安全見守り活動」などが実施されている。

一方で、共働き家庭の増加などに伴い、児童の登下校時の見守りへの参加が困難になってきていることや、シルバー人材センターにおいても高齢化や会員数の減少などが課題となっている。

このような中で、地域の支え手（ボランティア）を増やしていく必要性から、小学校の保護者等と同じく、地域の一員である事業者に対して見守りのお願いができるか、立川商工会議所にご相談し検討を進めてきた。

検討を踏まえ、昨今、CSR活動の取り組みが着目されるなか、見守り活動に関心をもっていただける事業者に可能な範囲での緩やかなボランティアとして活動に参加できる枠組みを整備することとする。

令和8年4月からの本格実施を目指し、2月から試行実施を行う。

2. 事業概要

(1) 活動内容

- 緩やかなボランティア活動として可能な範囲で参加
(例: 週単位、月単位で始業前の時間帯に活動する等)
- 通勤途中での見守り、事業所敷地内での見守り等

(2) 活動実施までの流れ

① 事業者から教育委員会へ申し込み

申込内容を小学校と共有し、見守り条件等を整理し、実施の適否を判断
(主な申請内容)

- ・事業者情報
- ・見守り活動場所や形態
- ・参加人数や頻度
- ・活動時間帯(登校時、下校時)や1回あたりの活動時間

② 対象の小学校と事業者、教育委員会との調整

活動にあたってどのような情報共有が必要であるか、情報共有の頻度、方法
(メール・電話)等を調整

(3) 活動中の装備等

- ビブスと腕章を事業者へ貸与。
- ステッカーを事業所に貼付し、見守り活動参加事業者であることを明示。

(4) 周知

- 市ホームページ・広報等
- 小学校の学校だより等
- 商工会議所の会報誌・配信メール等

3. 今後のスケジュール

令和8年2月 事前に参加を表明している事業者のうち1社で試行実施
4月 本格実施（市ホームページ公開・ボランティア募集開始）

4. その他

- 通勤時間、始業前の時間等、見守り活動を行う時間は就業時間とみなされ、活動時のケガ等については保険の対象とはなりません。事業者にはその旨説明し、参加者ご自身の安全を確保の上、活動を依頼しています。